

岩手県告示第 396 号

県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 95 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫を除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額
- 2 県立都市公園条例の一部を改正する条例による改正後の県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号。以下「改正後の条例」という。）第 21 条第 2 項において準用する改正後の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表 2 に掲げる額

表 1 有料公園施設の利用料金

1 レクリエーション広場

単 位		利用料金	
		一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1 人 3 時間までごとに	普通使用（1 回につき）	500 円	250 円
	回数使用（5 回につき）	2,000 円	1,000 円

2 野球場

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
貸切使用	1 時間までごとに	590 円	300 円

3 テニスコート

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
普通使用（1 回につき）	1 時間までごとに 1 面ごとに	400 円	200 円

表 2 改正後の条例第 21 条第 2 項において準用する改正後の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
	有料公園施設内における場合	有料公園施設外における場合	
行商、募金その他これらに類する行為	1 人 1 日までごとに	1 人 1 日までごとに	円 1,110
			370
業として行う写真の撮影	1 日までごとに 1 台ごとに		110
興行	1 日までごとに		7,400
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1 日までごとに		3,700